

国会召集「内閣に義務」

最高裁判決 議員への賠償は認めず

憲法53条に基づいて野

た。

党が臨時国会の召集を求めたのに、2017年当時の安倍晋三内閣が約3ヶ月間応じなかつたのは憲法違反として、野党議員らが国に賠償などを求めた3件の訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷

(長嶺安政裁判長)は12日、議員側の上告を棄却する判決を言い渡した。連憲かどうかは判断せずに請求を受けた一、二審判決が確定した。

▼3面=法整備求める声

裁判官5人のうち4人の多数意見。ただ、53条に基づく召集要求に対し、内閣は「召集決定の義務を負う」と述べ

たが、岡山、那覇地裁は、召集は「憲法上の法的義務」と述べた。

第三小法廷は、内閣は召集決定の「義務を負う」としつつ、53条は個々の議員の権利を保障したものではなく、国家賠償法に基づく賠償請求はできないと結論づけた。

行政法学者出身の宇賀克也判事は反対意見述べ、内閣は召集の「法的義務」を負うと指摘。天災などの「特段の事情」がない限り、20日以内に召集しなければ違法になるとし、高裁に審理を差し戻して特段の事情の有無を審理させるべきだと述べた。

(遠藤隆史)

憲法53条は、衆参いずれかの議員の4分の1以上の求めがあれば、内閣は臨時国会の召集を決めなければならぬと定め。同条をめぐる訴訟で最高裁が判断を示したのは初めて。

野党議員らは、森友・加計学園問題の審議のために17年6月22日に臨時国会の召集を求めたが、安倍内閣が召集したのは98日後の9月28日で、冒頭で衆院を解散した。

当時の野党議員6人が岡山、東京、那覇の3地裁に提訴。国側は「召集は国会に対する政治的責任といふある」と主張し

国会召集要求 応じぬ政権

「内閣に義務」判決 法整備求める声

臨時国会召集要求と開会までの日数 民主党政権以降

2009年10月8日 鳩山内閣	10月26日 18日後
13年9月25日 安倍内閣	10月15日 20日後
15年10月21日 安倍内閣	16年1月4日 75日後 通常国会で召集
17年6月22日 安倍内閣	9月26日 98日後 当日に衆院解散
20年7月31日 安倍内閣	9月16日 47日後 首相指名選舉のために召集
21年7月16日 菅内閣	10月4日 80日後 首相指名選舉のために召集
22年8月18日 岸田内閣	10月3日 46日後

臨時国会召集要求の歴史

臨時国会の召集を要求するため集会後にメッセージを掲げる野党の代表や議員ら=2021年8月17日

「安倍氏が臨時国会の召集要求を無視し、召集した臨時に解散した結果、立憲は昨秋の臨時国会の会見で最高裁の判断を示された」。立憲民主党の岡田克也幹事長は12日、立憲は内閣の臨時国会で、召集要求から20日以内に臨時に繋がり、正規を、日本維新的会は改めと改正案の早期成立の召集を決定する法的義

務を負うとしたと断論しないと指摘したいと踏み出した。裁判が反対意見で、「内閣は、合理的期間内にその召集を決定する法的義

を訴えた。

訴訟のきっかけは、安倍氏の幹友・加計学園問題が取りさたされた。

2017年6月の臨時国会の召集要求だ。野党の求めを安倍内閣は約3ヶ月間放置。その後召集直後に衆院を解散した。

統一院内閣では、新型コロナウイルス対策予算

を審議するため、野党が国会召集を求めたのは80日後。しか

も菅田が退陣を決め、首

相指名選舉をするために召集したものが過半数だった。岸

田内閣でも世界平和統一

教庭連合(旧統一教会)

と政治の関係、安倍氏の国葬などの課題が盛ん

り、46日間放置された。

なぜ「放置」が可能は

か。憲法53条には具体的

な規定が書かれておら

ない。12年とあるた年の

裁判は、安倍晋三回顧

で、安倍氏が「解散せよ」

は、安倍氏が「解散せよ」

と書かれていた。

政権交代から約10年。

自國政権が指揮に向き合

うな期日について(憲法

に)規定はない」と強調

した。

野党は、いつした終勢

を「解散が悪い」と国

会で取り上げたが、たくな

いといふ党利党略もしか

ね」と思ふらしい。

野党時代に召集をたび

たび求めていた自國の

小池晃齊(元幹事長)と指

揮する。

実際、今年2月に発表

された「安倍晋三回顧

録」(中央公論新社)で

ねられてくるため、17

年9月、当時の菅義偉官

房長官は「こう召集しな

ければならないことに

思の疑惑が残っていると

れば、「モリ・カケ」問

題の疑惑が残っていると

ある。しかし、(中略)

それがなぜ、先ほどの

が(解散を)仕掛けいや

るが、ところの判断でした

ました。(中略)

「20日間」明示の裁判官も

「政府に対する強力な牽制となるのがだ」最高裁判決後の会見で、東京訴訟の原告で立憲民主党の小西洋之参院議員は力を込めた。東京訴訟では、賠償のほかに、次に憲法53条に基づく臨時国会の召集要求をした場合、内閣が20あることの確認も求めが明確になった」と詳

た。「一番では「裁判で争える事柄ではない」として門前払いされたが、最高裁は、訴え自体は受けたものの、「裁判で争える事柄に当たる」と判断した。

弁護団は「今後、召集に遅れかに応じなければ、召集義務の確認を求める訴訟を起す」からと述べた上で、個別意見とはいえ宇賀判事は「法的義務」と読み込み、召集までの合理的な期間を「20日間」と明示した。弁護団の小口幸人弁護士は

請求権はないとして憲法判断に踏み込んだが、内閣が召集先送りをためらう理由となり、大きな成果と意義づけた。判決の多数意見が臨時国会召集を「義務」と述べた上、個別意見とはい

て、「今回の判決は召集先送りを適法なものと認めたわけではない。政府はそれを肝に銘じる必要がある」と法律をつけた。

その上で政治に対する批判をして、「政府の法的責任の追及を放棄した。裁判所が役割を果たしたのか深刻な疑問が残る」と語る。

その上で政治に対する批判をして、「今回の判決は召集先送りを適法なものと認めたわけではない。政府はそれを肝に銘じる必要がある」と法律をつけた。